

# 診療録等の開示申請について

## ◆診療録等の開示を求める事ができる対象者

診療録の開示を求める事ができる方は、原則としてご本人となります。次に掲げる場合にはご本人以外の方が本人に代わって開示を求める事ができます。なお、ご本人以外の方が開示を求める場合には、ご関係がわかる公的証明書にて確認させていただく事となります。

- ①ご本人に法的代理人がいる場合には、法的代理人（ただし、満15歳以上の未成年については疾病の内容によってはご本人のみ請求を認めることができます）
- ②診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ③ご本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる方
- ④ご本人が成人であるが、判断能力に疑義がある場合には、現実にご本人のお世話をしているご親族及びこれに準ずる方

※診療情報はご本人の「個人情報」となりますので、プライバシー保護の観点から、ご家族やご親族であってもご本人の指名のない方、その他、ご友人、勤務先の方、保険会社の方等は対象となっておりません。

※第三者から得た情報（他院からの紹介状等）につきましては、当該第三者の了解が条件となりますのでご了承ください。

## ◆診療録等の開示申請の方法

①診療録等の開示申請をされる場合は、病院所定の診療情報開示申請書に必要事項を記入の上、窓口で申請をお願いします。なお、開示に併せて口頭による説明や説明文書の交付を求めることもできます。

②プライバシー保護を重視するため、申請に際しては「ご本人であることを確認できる公的証明書（運転免許証等）」「ご本人との関係がわかる公的証明書（保険証、戸籍等）」をご持参いただきますようお願いします。

※開示対象者であるとの確認ができない場合や不明確な場合には開示はできません。

③開示の可否につきましては、原則として診療情報開示申請書を受理した日の翌日から起算して、21日以内に回答書により通知することとしていますが、やむを得ない理由により、期限を超える場合にはその旨を通知させていただきます。

## ◆開示手数料 ※全て税込み表記

①開示請求手数料（1件につき）**2,200円**

②開示実施手数料（下表の通り）

| 行政文書の種別 | 開示の実施方法                       | 開示手数料の額  |
|---------|-------------------------------|--|
| 文書または図画 | 閲覧                            | 100枚までごとに100円                                      |
|         | 撮影した写真フィルムを<br>印画紙に印画したもののが閲覧 | 1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額                        |
|         | 複写機により複写したものの交付               | 用紙1枚につき20円（A2版は60円、A1版は120円）                       |
|         | 撮影した写真フィルムを<br>印画紙に印画したものの交付  | 1枚につき130円（縦203mm、横245mmのものは530円）に12枚までごとに750円を加えた額 |
| 電磁的記録   | 用紙に出力したものの閲覧                  | 用紙100枚までごとに200円                                    |
|         | 用紙に出力したものの交付                  | 用紙1枚につき10円   |

### 情報公開法に定めのないものにかかる開示実施手数料

#### （ア）口頭による説明

口頭による説明1件につき、1時間あたり**3,300円**とし、1時間を超える場合は10分までごとに**550円**を加えた額

#### （イ）要訳書の交付

要訳書1件につき**5,500円**

#### （ウ）エックス線写真の交付

当院のエックス線写真のコピーに要する額

CD：**1,100円**（1枚につき）

### 《ご本人が死亡された場合の特例》

診療情報の提供は、原則としてご本人に対して行うのですが、ご本人が死亡された場合には特例的にご遺族を診療情報提供の対象とします。診療録等の開示申請があった場合にはご本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、診療情報開示委員会にて慎重に審議した上で、開示の可否を決定する事となります。

※この場合のご遺族とは、配偶者、子、父母及びこれに準ずるものをおいいます。